## 主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は原判決を取消す、被控訴人は控訴人に対し別紙目録記載の小切手一通を返還すべし、訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする旨の判決並に仮執行の宣言を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、当審において双方の各代理人がつぎのとおり訂正補述した外その余は原判決の事実摘示と同一であるからここにこれを引用する。

控訴代理人は当審においてつぎのとおり訂正補述した。

(一) 素性の明瞭でない者から、売買代金決済方法として小切手を譲受けないという取引上の経験則がある。しかるに、被控訴人はこの経験則に反して素性の明瞭でない訴外Aから同訴外人盗取の本件小切手を受取つたものである。それ故に被控訴人は右Aから小切手を譲受けるに当つては、小切手の振出人もしくは、支払人に対する照会その他の方法により同訴外人がこれを所持するに至つた事情を調査し、これを確かめることは正に通常人の採るべき措置であったのである。

(二) 本件小切手は送金小切手であつて、他地払のものである。被控訴人は送金小切手を振出地で譲受けたものである。送金小切手は振出地で流通することは通常予想されず、仮りに極めて稀に流通するとしても、送金小切手の通常の予想に反し、極めて稀な事態として何故に流通に置かれたか、送金の途中で盗難、遺失の事故が起つたものではないか等を注意するのが当然である。送金小切手と通常小切手との間に右のような差異があるからその差異の点からも当然に特別の注意をしなければならない。

(三) 本件小切手は本件取引当時においては、相当高額の小切手であり、又当時の被控訴会社の取引としては相当大きな取引である。被控訴人としてはかような、高額な取引につき右訴外人との間に何等の信頼関係がなく、その小切手については何か不正があるかを疑いながら小切手の振出銀行に照会調査をすることなく三菱銀行a支店において印章のみを照会して本件小切手を譲受けたものである。

菱銀行 a 支店において印章のみを照会して本件小切手を譲受けたものである。 (四) 以上述べたように、要するに被控訴人は本件小切手につき不正があるかも知れないと疑いながらもその小切手の成立、移転の関係につき調査する等通常人であれば何人も払うであろうところの注意をせずして、これを譲受けたもので、その譲受けたとき正に悪意又は重大な過失があるもあである。

被控訴代理人は控訴人の右主張を争つた。

証拠として、控訴代理人は、甲第一乃至第十四号証を提出し、原審証人B、当審証人A、Cの各証言、当審における鑑定人Dの鑑定の結果を援用し、乙第一、二号征第六乃至第八号証の各一、二第九乃至第十五号証の成立を認める。乙第三乃至第五号証の原本の存在並びに成立を認めると述べ、被控訴代理人は乙第一乃至第五号証(第三乃至第五号認はいずれも写をもつて提出)乙第六乃至第八号証の各一、二乙第九乃至第十五号証を提出し原審証人Bの証言の一部、当審証人E、Fの各証言、被証訴会社代表者Gの本人訊問の結果を援用し甲第一乃至第六号証、甲第九乃至第十四号証の成立を認め、甲第七、八号証は不知と述べ、甲第二、第五号証を援用した

## 珥 🗖

本件小切手は被控訴人が昭和二十二年九月十二日東京都千代田区b町c丁目d番地にある被控訴人店舗で訴外Aにダイヤ入指輪二箇を代金三十万七千円で売渡した際その代金の支払として現金十万七千円と共に受取り、譲渡を受けたるものであることは当事者間に争がない。

しかるに、右小切手は訴外Bが同月十日株式会社三菱銀行 e 支店から振出をうけ、翌十一日控訴人が右訴外Bから交付を受けたものであつたが、翌十二日午前四時三十分頃大宮市 f 町 g 丁目 h 番地料亭 H で、控訴人が右 A のため盗取せられその占有を失つたものであることは原審証人B、当審証人 A の各証言、成立に争のない乙第一号証、甲第二号証によつて認めることができる。

よつて、被控訴人は控訴人が盗取された本件小切手を訴外Aから取得するに当り、悪意又は重大な過失があつたかどうかについて考える。

小切手はいわゆる支払証券であつて、金銭支払の具として取引上転居流通するものであるが、実際上その授受は信用を基礎として行われるものであるから、商人が店頭の売買において、素性の明瞭でない、しかも一見信用をおくことのできないような人物から売買代金の支払として持参払の小切手を譲受りるというようなことは

実際上一般的には行われないものであることは当審鑑定人Dの鑑定の結果並びに当審証人Cの証言を綜合してこれを認めることができる。したがつて、商人が店頭売買においてかような者から敢て小切手を譲受けようとする場合には、その小切手の振出人又は支払人に対し照会その他の方法で所持人がこれを所持するにいたつた事情を調査し、これを確かめることが通常人として採るべき措置であるということができる。

なんとなれば小切手は往々にして偽造若しくは変造され、又は盗取され、若しくは遺失すること等があり得るからである。それ故に以上のような状況の下に以上のは遺失すること等があり得るからである。それ故に以上のような状況の下に以上の ような小切手の譲渡を受けたものがあつたとすれば、その譲受人は他に特別の事情 の認むべきものなきかぎり、その取得につき悪意又は重大な過失があるものといわ ざるを得ないであろう。本件においては、当審証人Aの証言、原本の存在並びに成 立に争のない乙第四号証の記載(証人Ⅰ訊問調書)、当審における被控訴会社代表 者Gの本人訊問の結果を綜合すると、被控訴会社金森商店は時計の卸売、時計貴金 属の小売をし、今次戦争前には外国時計の直輸入代理店などもやつており、代表者 Gはシチズン時計株式会社の取締役で、その弟Iは被控訴会社の無限責任社員であ り、また殆んど営業全般にわたつて担当しており、相当手広く営業を励んでいるも のであるが、訴外Aは昭和二十一年秋被控訴会社:町営業所の開始後、しばしばダ ツトサン自動車で同店舗に乗付け白金指輪、高級なシガレツト・ケース、 等を数回に亘り合計五千円位の買物をした外、時にはダイヤモンドの指輪等の時価 など訊ねたりしたこともあつたので、同店では当時右Aという姓名の者であるとい うことは知らなかつたのであるが、一見裕福な四十年位の紳士であると思つていた ものである。本件ダイヤモンド入指輪を買求めた日にも同人はいつものような風采 態度で午前十時頃店頭にあらわれ、丁度店先にいた被控訴会社代表者Gに対し世間 話などを仕掛けた末、実は新円が再封鎖になるらしいから、所持金を物に換えて置 きたい、二、三十万円のダイヤモンド入指輪を買いたいと申し向け、乙第二号証の 名刺(J宛名あるもの)を差出したので、同代表者は外出中の弟Iの帰店まで世間 話などしている内に、Iが帰店したのでその後は同人が主として応待した上、 ヤモンド入指輪二箇を代金三十万七千円で売却し、右Aは代金として現金十万七千円と本件の額面二十万円の小切手を出したので、右Iは成るべく現金にして呉れと申入れたがAは小切手の受領方を固持したので、Iは代表者Gと相談の上銀行振出のものであるから大丈夫であろうとなし、なお、念のため自己の取引ある三菱銀行のます。「中国を助せ、振出が真正のものであることを確かめたので、右現金と共に a支店に店員を馳せ、振出が真正のものであることを確かめたので、右現金と共に 本件小切手を受取つた経緯を認定るすことができる。

しかし、本件小切手の外に現金十万七千円という相当額の支払が同時に右Aより支払われ且つその小切手が三菱銀行a支店に店員を馳せ、同銀行大伝馬支店振出のものかどうかを確かめたところ間違いないことがわかつたばかりでなく、右Aから其の時提示された乙第二号証の名刺により、買手はJというもので神奈川県」町とので、その結果、一図に右は本件小切手の正当所持人であると考えるにいたつたものであることが窺われる。又証人Eの証言によれば被控訴人が前記ダイヤモンド人指輪を売却するに当り異常な儲け方を目論んで居たものとも考えられない模様が見える。かような事情から考えると被控訴人にたとえ過失があつたとはいえ、その過失が重大な過失であるとなすべきではない。すなわち被控訴人は本件小切手を取得するに当り重大な過失があるものと断ずるに足りない。

なお、本件小切手は送金小切手で他地払のものであり、被控訴人は小切手を振出地で譲受けたのであることは当事者間に争のないところである。なるほど、送金小切手は送金の目的のために振出されるものであるからその使命からいえば、所存在が支払地に於て支払銀行からその支払受けるのが普通の経路であるが原本の存在であるがに成立に争のない乙第五号証の記載(証人Kの訊問調書)、当審証人E、Fの金属の取引界においては送金小切手も振出地で転展流通している実情であることに抵触する甲第七号証の記載、当〈要旨〉審証人Cの証言は信用しない。また送金小切手は表金の目的の下に振出され他地払のものである〈/要旨〉とは勿論であるが、小切手としては法律上普通小切手となんら異なるところがけるに当り、また送金小切手としては法律上普通小切手以上に特別の注意をしなかったとしてもその取得につき悪意又は重大な過失ありと断ずでない。

また、被控訴人主張のように本件小切手は本件取引当時においては、相当高額の小切手であり又当時の被控訴会社の取引としても相当大きな取引であつたとしても被控訴人が前示のような業者である点を考慮に入れて見ると此程度に於て小切手が高額のものであるとか、取引が大取引であるというようなことは本件小切手を譲受けるにつき特別の注意をこれが取得者に科すべき筋合のものでないことは言を待たないところである。また控訴人主張のように本件小切手につき何か不正があると疑うべき情況あると認むるに足る証拠は一つもないから、本件小切手の譲受につき悪意又は重大な過失があるといい得ない。

以上説明のように、被控訴人は本件盗取された小切手の譲受につき悪意又は重大な過失があるといい得ないから被控訴人は本件小切手を原始的に取得したものというべきで、従つて被控訴人はこれを控訴人に返還する義務を負うものでない。原審が控訴人の請求を理由なきものとして、棄却したのは相当で本件控訴は理由がない。

よつて民事訴訟法第三百八十四条、第八十九条、第九十五条に則り主文のように 判決する。

(裁判長判事 中島登喜治 判事 箕田正一 判事 小堀保) (別紙目録省略)